

環境配慮
契約

廃棄物委託
契約で環境省 業界は基準懸念

優良業者を活用へ

環境省は「環境配慮契
約法基本方針検討会」を
設置して同法の見直しを
検討しているが、その中
で、優良産廃処理業者認

定制度を活用する案が出
ている。同検討会の下に
産廃物ワーキンググルー
プ（WG、座長・田中勝
鳥取環境大学特任教授）
を設置、来月4日に初会
合を開いて具体的な議論
を開始する。優良業者の
活用促進につながれば産
廃処理業界にとってもメ
リットとなる。しかし、
一方で新たな基準を上乗
せされることを懸念する
声も業界からは上がって
いる。

4月に創設された優良
産廃業者認定制度は、情
報公開性やコンプライア
ンスが高く、ISO14
001やエコアクション
21などの環境マネジメ
ントシステムの認証を取
得し、環境保全に向けた取
り組みを推進している業
者を認定し、業許可の有
効期間を従来の5年から
7年に延長するもので、
国や地方公共団体はそれ
ら優良認定業者を率先し
て選択すべきだとされて
いる。しかし、産廃物処
理委託の多くは最低価格
落札方式で選定されてい
るのが現状だ。

こうした状況から、環
境配慮契約の項目に産
廃物処理委託を盛り込み、
優良認定業者を優先的に
選定することを検討す
る。ただ、現状では優良
認定業者のみでは競争性

の確保が困難、業者の環
境配慮への取り組みを適
切に評価する必要がある
などの見方も出ており、
WGで温室効果ガスの排
出削減や産廃物の適正処
理を推進する業者を評
価選択するための要件を
整理・検討していく方
針。

優良認定の基準をクリ
アした業者にさらに新た
な基準が設けられる可能
性もある。ある処理業界
関係者は「すでに優良認
定で高いハードルを設定
されているのに、さらに
基準を設けられるとな
ると負担は大きい」とす
る。今後3、4回の会合
を開いて結果を取りまと
める予定だが、成り行き
が注目される。